（個人型年金加入者等帳簿）

第五十六条　法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～十一の二　（略）

十二　個人型年金加入者等が、第十条第一項第二号イからハまでに掲げる者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三～十五　（略）

２～６　（略）

（第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条　（削る）

第二号加入者は、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二　変更の年月日並びに変更前及び変更後の掛金納付の方法

２　（略）

（個人型年金加入者を使用する事業主への書類の提出の請求）

第六十一条　連合会は、厚生年金適用事業所に使用される者が当該厚生年金適用事業所において初めて法第七十条第二項の規定による納付の申出をしたときは、当該厚生年金適用事業所の事業主に対し、次に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

一　（略）

二　当該事業主に係る個人型年金加入者掛金の収納に関する事務を取り扱う金融機関の名称及びその預金口座の口座番号並びに当該金融機関に対する届出印

（連合会への情報の提供）

第六十一条の二　事業主は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して二営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。

一～三　（略）

四　当該企業型年金加入者が他制度加入者に該当する場合にあっては、他制度掛金相当額

五　令第三十四条の二第一号に規定する企業型年金加入者への該当の有無

六　前各号に掲げるもののほか、当該企業型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報（連合会が必要と認めるものに限る。）

（個人型年金加入者等帳簿）

第五十六条　法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～十一の二　（略）

十二　個人型年金加入者等が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三～十五　（略）

２～６　（略）

（第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条　法第七十条第二項の規定による納付は、第三十九条の申出書に掛金納付の方法を記載することによって行うものとする。

２　第二号加入者は、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二　変更の年月日並びに変更前及び変更後の掛金納付の方法

３　（略）

（個人型年金加入者を使用する企業への書類の提出の請求）

第六十一条　連合会は、厚生年金適用事業所に使用される者が当該厚生年金適用事業所において初めて法第六十二条第一項の規定による申出（同項第二号に係るものに限る。）をしたときは、当該厚生年金適用事業所の事業主に対し、次に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

一　（略）

二　当該申出をした者が法第七十条第二項の規定による納付をするときは、当該事業主に係る個人型年金加入者掛金の収納に関する事務を取り扱う金融機関の名称及びその預金口座の口座番号並びに当該金融機関に対する届出印

（企業型年金加入者に関する情報の提供）

第六十一条の二　事業主は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して二営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。

一～三　（略）

四　令第十一条第一号に規定する他制度加入者への該当の有無

五　令第三十四条の二に規定する企業型年金加入者への該当の有無

六　前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報